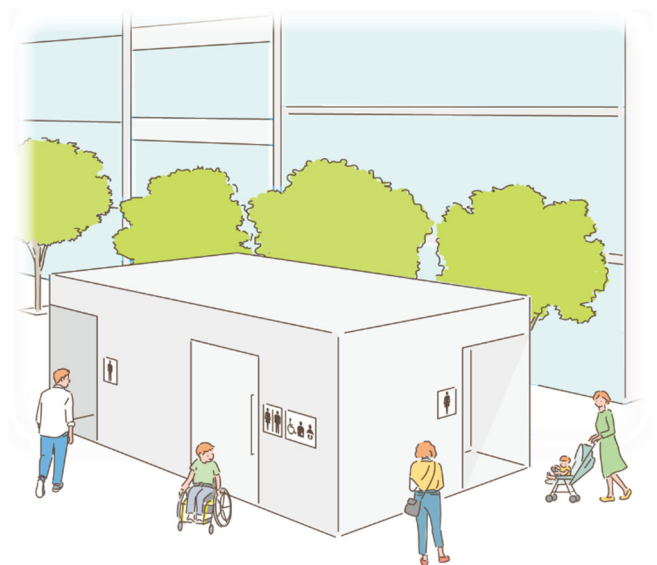


## 第Ⅲ編

進めよう！

おもてなし公衆トイレ  
2022



# 第1章 理念と目標

## 1 理念

### やすらぎともてなしの公衆トイレづくり

区民、在勤者をはじめ、国内外から港区を訪れるすべての人々に向けて  
安心して気持ちよく利用できる公衆トイレを  
「おもてなし」の気持ちを持って提供していくことをめざします。

公衆トイレは、あらゆる人々の利便に供するとともに、都市の美観と衛生に貢献するものです。

こうした観点から、区内では、現存する 32 箇所の公衆トイレのうち、東京のまちの近代化が進められた明治から昭和初期にかけての時期に 16 箇所、高度経済成長に伴い都市整備が進んだ昭和 30～40 年代に 9 箇所の公衆トイレが整備されました。

時代を経て、施設の老朽化とともに安全（防犯）面や衛生面で必ずしも十分ではないと受け止められるようになったことから、区では「港にぎわい公園づくり基本方針」（平成 18（2006）年）の策定以降、清掃の改善、老朽化対策、バリアフリー化などを進めてきました。その結果、利用者の評価は当初より向上したものの、改善の余地は残されています。

区内で暮らし、活動するあらゆる人々が、そしてウィズコロナ、アフターコロナの社会において港区を訪れる多くの人々が、安心して気持ちよく利用できる公衆トイレを提供していくため、これまでの理念を継承し、国際性豊かな都市にふさわしい質の高い公衆トイレの整備・管理を進めます。

## 2 目標水準

公衆トイレは、必要とされる場所に利用しやすい施設があることが重要であり、利用者の視点に立って目標を定めていく必要があります。

公衆トイレの目標水準については、前方針で「公衆トイレに対する利用者満足度の向上」を目標とし、4つの指標を設定しています。各指標に対する満足度は、施設の老朽化や、駅のトイレ等の質の向上等を背景に、前方針策定時より低下しており、目標を達成できていません。

このため、本計画では、前方針の目標を継承し、達成に向け取組を進めます。

### ■ 公衆トイレの目標水準

| 目標                     | 指標                             | 現状<br>(令和2年度末) | 目標水準<br>(令和8年度) |
|------------------------|--------------------------------|----------------|-----------------|
| 公衆トイレに対する<br>利用者満足度の向上 | 公衆トイレの維持管理について「十分」＋「普通」とする人の割合 |                |                 |
|                        | 安全性（防犯）                        | 79.0%          | 90%以上           |
|                        | 使いやすさ                          | 74.1%          |                 |
|                        | 清掃（臭気）                         | 78.2%          |                 |
|                        | 清掃（見た目）                        | 69.1%          | 80%以上           |

### 【参考】目標の算出方法

- ・区が定期的に実施する「公園等利用実態調査」におけるアンケート調査の結果を基に以下の方法により満足度を算出します。

$$\text{満足度（％）} = \text{「十分にされている」の割合（％）} + \text{「普通」の割合（％）}$$

## 第2章 基本方針と実現に向けた施策

### 1 基本方針

公衆トイレづくりの目標を実現するため、次の基本方針に沿って取組を進めます。

主な担い手

#### 基本方針1 誰もが安心して利用できる公衆トイレづくり

区

適切な維持管理により清潔なトイレを維持するとともに、安全対策の強化、案内サインの充実等を推進します。

##### SDGsのゴールとの関係



主な担い手

#### 基本方針2 必要とされる場所に利用しやすい公衆トイレづくり

区、事業者

公衆トイレの必要性、機能確保に必要な敷地規模の有無、周辺のまちづくりとの関係、地域の意向等を踏まえて、地域に必要な公衆トイレの機能を確保します。

##### SDGsのゴールとの関係



主な担い手

#### 基本方針3 創意工夫による質の高い公衆トイレづくり

区、事業者

公衆トイレのイメージアップを図り、他の公共施設整備との連携や、民間が有するノウハウやアイデアを整備、維持管理に取り入れる取組を検討します。

##### SDGsのゴールとの関係



## 2 施策の体系

| 基本方針                                     | 施策の方向       | 施策  |                        | ページ |
|------------------------------------------|-------------|-----|------------------------|-----|
| 基本方針1<br>誰もが安心して<br>利用できる<br>公衆トイレづくり    | 維持管理の<br>向上 | 1-1 | 清潔なトイレの維持              | 71  |
|                                          |             | 1-2 | 公衆トイレの安全対策             | 71  |
|                                          |             | 1-3 | 公衆トイレの案内整備             | 72  |
| 基本方針2<br>必要とされる場所に<br>利用しやすい<br>公衆トイレづくり | 機能の向上       | 2-1 | ユニバーサルデザインのトイレ<br>整備   | 74  |
|                                          |             | 2-2 | 公共施設・民間施設のトイレ活用        | 75  |
|                                          |             | 2-3 | 公衆トイレ機能の適正配置の検討        | 75  |
| 基本方針3<br>創意工夫による<br>質の高い<br>公衆トイレづくり     | 質の向上        | 3-1 | 公衆トイレのデザイン向上           | 77  |
|                                          |             | 3-2 | 他の公共施設整備との連携           | 78  |
|                                          |             | 3-3 | 専門家の助言や利用者意見の反映<br>の検討 | 78  |

### 3 実現のための施策

主な担い手

#### 基本方針Ⅰ 誰もが安心して利用できる公衆トイレづくり

区

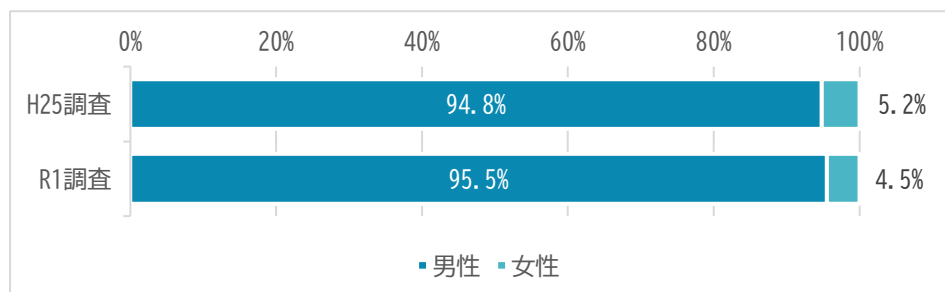
##### ◆現状と課題

- 区内には、令和3（2021）年4月1日現在、99 箇所の公衆トイレ（うち公衆便所 32 箇所、公園等トイレ 67 箇所）があります。
- 令和元（2019）年度に実施した利用実態調査の結果から、公衆トイレ利用者は男性が大部分を占めており、過去の調査結果と比較しても、傾向は大きく変わっていません。
- 公衆トイレを利用しない理由として、依然として衛生面や安全面への不安が挙げられており、引き続き改善に向けた取組が必要です。

##### ◆施策の方向

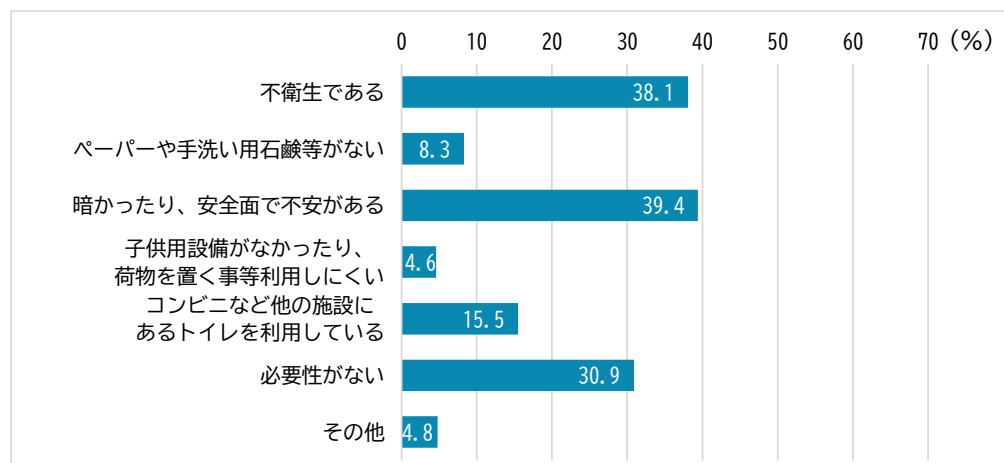
- 誰もが安心して利用できる公衆トイレづくりに向け、日常の維持管理を通じた清潔さの維持、破損や汚損への迅速な対応、防犯対策を継続するとともに、公衆トイレの存在を周知するわかりやすい案内誘導、情報提供に取り組めます。

#### ■ 公衆トイレ利用者（平日）の男女別傾向



#### ■ 公衆トイレを利用しない理由（「公衆トイレを利用したことがない」回答者への設問）

・令和元年調査（近隣居住者〔n=367〕・保育園保護者〔n=90〕）



## 施策1-1 清潔なトイレの維持

継続



清潔な利用環境を維持するため、日常的な清掃とにのびの原因を除去する特殊清掃を継続的に実施するとともに、破損や汚損等の不具合に迅速に対応します。

## 【具体的な取組】

- 清潔な環境を維持するため、1日2回以上の大便秘器及び小便器の清掃や床面清掃などの日常清掃に加え、にのびの原因となる尿石や配管内の汚れを除去するための特殊清掃を引き続き実施します。
- 破損や汚損、不具合箇所等について、早期発見と迅速な対応を図るため、清掃時に簡単な補修を行うとともに、不具合を発見した利用者が通報しやすいよう、連絡先を掲示します。
- 感染症対策として、ハンドソープディスペンサーの設置、手洗い水栓の自動化を進めます。
- トイレの維持管理を行う指定管理者や委託業者と連携し、公衆トイレの現状と課題を認識した上で、更なる向上を目指した維持管理を進めます。

## 施策1-2 公衆トイレの安全対策

継続



公衆トイレの安全性を高めるため、防犯設備の設置などの安全対策を継続します。

## 【具体的な取組】

- 公衆トイレの安全性を高めるため、緊急時に周囲に異常を通報できる設備（警報ランプ、ブザー等）を設置します。
- 昼夜ともに人の目が届きにくいなど、特に防犯対策の必要性が高い公衆トイレについては、地域の要望も考慮しつつ、公衆トイレに人が出入りする範囲を撮影する防犯カメラの設置を検討します。



警報ランプを備えた公園のトイレ（本村公園）

公衆トイレを必要とする多様な利用者に向け、わかりやすい案内誘導、情報提供を行います。

【具体的な取組】

- 多様性に配慮したピクトグラムや多言語を用いた案内表示、触知案内板の設置等により、だれもが理解しやすい案内誘導を進めます。
- バリアフリー、子育て支援等の分野で作成するマップ等に公衆トイレの情報を掲載するなど、公衆トイレを必要とする人々に向けたわかりやすい情報提供を行います。



## 基本方針２ 必要とされる場所に利用しやすい公衆トイレづくり

区、事業者

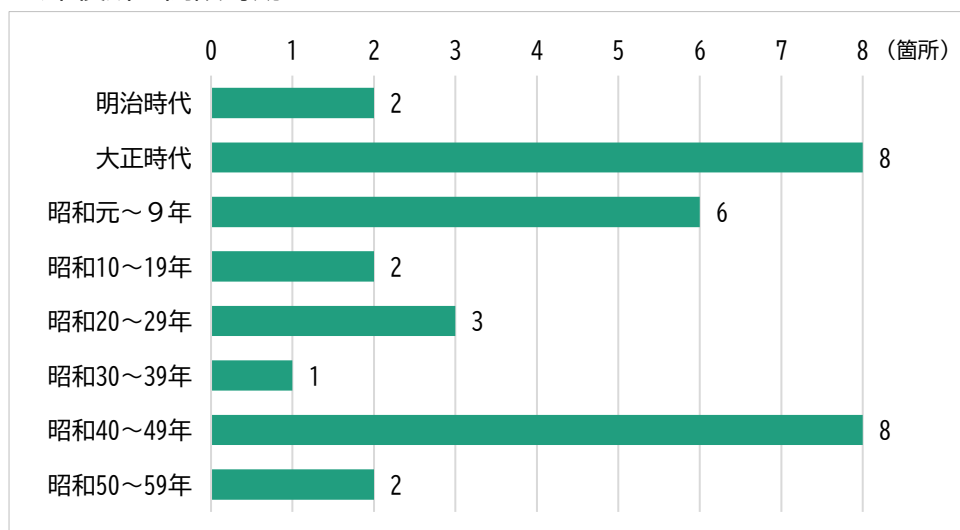
## ◆現状と課題

- 区内の公衆便所は、歩道上に多く配置されており、これを補完する形で公園・児童遊園トイレが区内に均等に配置されています。しかし、公園等の一部にはトイレが配置されていない箇所も存在しています。
- 歩道上に設置されている公衆便所は、歩行者の安全で円滑な通行を妨げる要因となっています。
- 駅前や観光地に設置されている公衆便所の利用は多く、人通りが少ない場所での設置や、老朽化が進んでいる公衆便所の利用は少ない傾向にあります。
- 設置または直近の改修から30年以上を経過した公衆便所が半数近くに上り、そのうち50年以上を経過した公衆便所が5基あるなど、老朽化が進んでいます。
- 区では、バリアフリー化を進めるため、車椅子利用者用便所の設置やトイレの洋式化により、利用環境の向上を図ってきましたが、立地や敷地規模などの条件から現状では建て替えや洋式化が困難な公衆便所もあります。
- これらの状況を踏まえ、引き続き老朽化対策に取り組むとともに、公衆便所機能を適切に確保していく必要があります。

## ◆施策の方向

- 必要とされる場所に利用しやすい公衆トイレを確保していくため、ユニバーサルデザインの考え方に基づくトイレ整備を進めるとともに、公共施設・民間施設の整備との連携も含め公衆便所機能の適正配置を進めます。

## ■ 公衆便所の開設時期



ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、あらゆる人々にとって利用しやすい公衆トイレの整備を進めます。

#### 【具体的な取組】

- 公衆トイレの新設・建て替えに際し、幼児・子ども連れの方に配慮したベビーベッドやベビーチェア、オストメイトに対応した設備等を備えた「車椅子使用者用便房（多機能トイレ）」の整備を進めます。
- トイレの設置面積が十分に確保できる場合は、車椅子使用者用便房を必要とする車いす利用者等が利用しやすいよう、一般トイレにベビーチェアや手すりを設置するなど、トイレ全体で機能分散を進めます。
- 既存の和式便器について、利用状況や老朽化の状況を踏まえ、順次、洋式便器への転換を進めます。
- 災害時に活用できる太陽光発電設備や物資を備えた公衆トイレ、災害による断水時にも利用可能な設備を備えた公衆トイレの整備を検討します。

関連する計画

港区バリアフリー  
基本構想



港区防災街づくり  
整備方針



## 施策2-2 公共施設・民間施設のトイレ活用

充 実



公共施設・民間施設の整備と連携して公衆トイレ機能を確保します。

### 【具体的な取組】

- 公衆トイレの建て替えや移設が困難な場合や、新たな公園等を整備する場合に、周辺の公共施設整備、開発事業等による民間施設整備に合わせて、建設する建物内のトイレ活用について施設管理者に協力を要請し、公衆トイレ機能を確保します。
- 公共施設・民間施設のトイレを広く一般に開放できるよう、利用可能なトイレの案内表示の設置を検討します。



利用可能な民間施設トイレの案内サイン（西桜公園）

## 施策2-3 公衆トイレ機能の適正配置の検討

継 続



既存の公衆便所※について、必要性を評価し、存続、廃止を検討します。

※本計画で対象とする公衆トイレのうち、駅前や道路上などに設置された、港区公衆便所条例に基づき設置管理されているトイレ

### 【具体的な取組】

- 公共施設（公園等含む）のトイレや開発事業等で整備された民間施設のトイレが、公衆便所の機能を補完している現状を踏まえ、各公衆便所について、利用状況や施設状態、周辺のトイレの配置状況から必要性を評価し、その結果に基づき、公衆便所の存続、廃止を検討します。

**基本方針3 創意工夫による質の高い公衆トイレづくり**

区、事業者

**◆現状と課題**

- 港区は、増上寺や泉岳寺をはじめとする歴史資源、竹芝やお台場などのウォーターフロントなどを有する観光都市、各国の大使館や外資系企業が集まる国際都市としての側面を持つとともに、将来、リニア中央新幹線「品川駅」開業が計画され、国内外から多くの人が訪れることが期待されています。
- 区を訪れる人々のみならず、区内で暮らし、働く人々にとって公衆トイレがより利用しやすく、さらには街の魅力の一つとなるよう、更なる質の向上をめざしていくことが必要です。

**◆施策の方向**

- 公衆トイレのより一層の質の向上に向け、街並みと調和した公衆トイレを増やしていくとともに、区の関係部署、利用者、専門家等と協働し、創意工夫によって質の高い公衆トイレ整備を進めます。

## 施策3-1 公衆トイレのデザイン向上

充 実



公衆トイレが港区の街並みと調和し、魅力の一つとなるよう、デザイン向上に向けた取組を進めます。

## 【具体的な取組】

- 主要駅や観光地の周辺など、来訪者が多い場所に立地する公衆トイレの新設・建て替え時に、設計プロポーザル等の実施を検討します。また、良好な景観形成につながるよう、設計案に対し、港区景観アドバイザーへの意見聴取を行います。
- 公衆トイレが街並みに魅力を加える存在となることで、人目をひきつけ、利用者の安心感向上につながるよう、アートを扱う文化芸術事業やNPO等と連携して外壁にアートを施すなど、既設公衆トイレのデザイン向上を検討します。

## 【参考】日本財団「THE TOKYO TOILET」

日本財団は、クリエイティブの力を使い社会課題の解決を図る取組の一環として、令和2（2020）年度から4（2022）年度にかけて、東京都渋谷区内に17か所の新しい公共トイレの整備を進めています。

新しい公共トイレは、日本が世界に誇る「おもてなし」文化の象徴として、世界で活躍する16人の建築家、クリエイティブディレクター、ファッションデザイナーなどが設計を担当し、優れたデザイン・クリエイティブの力で、バリアフリー、ダイバーシティ、防犯、景観との調和など、様々な側面からインクルーシブな社会のあり方を広く提案・発信しています。

維持管理は、複数の組織・企業によるメンテナンスのチームが結成され、第三者機関であるトイレ診断士による診断、関係者による維持管理協議会を通じて、費用や清掃方法などを運用しながら改善を図る取組も進めています（令和5（2023）年度からは渋谷区に維持管理を移管する予定）。



「THE TOKYO TOILET」により整備された  
恵比寿駅西口の公共トイレ  
（撮影：永禮賢 提供：日本財団）

### 施策3-2 他の公共施設整備との連携

新規



公衆トイレの新設・建て替えに際し、区の他事業が所管する屋外施設と一体となった複合的機能を有する公衆トイレ整備を検討します。

#### 【具体的な取組】

- 公衆トイレの新設・建て替えに際し、用地及び整備費の効果的な活用を図るため、シェアサイクルのシェアリングポート、屋外密閉型喫煙所等、区の他部署が所管する屋外施設と一体となった複合的機能を有する公衆トイレ整備を検討します。

### 施策3-3 専門家の助言や利用者意見の反映の検討

新規



公衆トイレの清掃、安全対策等について、トイレの専門家や利用者意見を聞く機会の創出に努めます。

#### 【具体的な取組】

- より一層の清潔性、安全性、快適性の向上に向け、公衆トイレの整備や既設トイレの改修に合わせて、快適なトイレ環境の創造、トイレに関する社会的課題の改善等に取り組む専門家の助言や、子育て世代・高齢者・障害者などの利用者意見を聴取する機会の創出に努め、整備・管理に反映します。